5. 建設関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考	
1.建築資材					
(1)制度的枠組み					
1 *(耐火性能試験方法の国際調和)* 建	10401 41502	ISOにおける国際基準の改訂後、速やかに国際調和を図るため技術開発ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを推進し、まず、平成6年6月末を目途に、検討の方向付けを行う。また、一部の試験実施方法について、同8月末を目途に、改訂案を取りまとめる。	平成6年6月、検討の方向付けを行った。引き続き、「防耐火性能評価技術の開発」ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを実施する。平成6年11月、耐火性能試験方法の一部について国際整合化を行った。	◎	
2 *(相互認証制度の推進)* (厚)建	10401 20502 30501 95542	外国関係機関との協議により、本件に係る制度を含め、建築分野における相互認証制度の導入を推進する。	現在、米国、ｶﾅﾀﾞ等の海外関係機関と相互認証制度に係る協議を行っており、これまでｶﾅﾀﾞの試験機関の指定、米国・ｶﾅﾀﾞの製品の通則的認定を実施した。	◎	
3 *(新たな制度的枠組み)* (厚)建	30501	建築規制を性能規定型に改正するため、平成8年度中に新たな制度的枠組みを策定する。	平成10年の通常国会において、性能規定化型に向けて、建築基準法を改正した。	◎	
4 *(海外建築資材の審査)* 建	30502	海外建設資材の品質審査・証明事業とISO認証とで審査内容が重複する項目の有無について平成8年度早期に更に検討し、審査を省略できるものについては省略する。平成8年度より品質審査証明の有効期間を現在の1年から3年程度に延長し、審査料金については最大4割程度引き下げる。	平成8年9月、左記措置を実施。	◎	
(2)壁紙					
1 *(情報提供の充実)* 建	10402	平成6年4月、建築・住宅関係国際交流協議会に建築基準・認証制度についての相談窓口を開設したとことであり、情報提供の一層の充実に努める。	平成7年3月、英文ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを作成した。	◎	
2 *(外国試験ﾃﾞｰﾀの受入)* 建	20502	「試験機関指定要領」に基づく外国試験機関の指定が円滑に行われるよう広報活動を積極的に推進する。	平成7年12月、ｶﾅﾀﾞの試験機関を1機関指定し、試験ﾃﾞｰﾀを受け入れることとした。また、英文ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄの提供を行った。	◎	
(3)2×4工法用住宅資材					
1 *(海外ﾃﾞｰﾀの収集)* (厚)建	30501	海外機関に対して積極的に協議を呼びかけるとともに、特に要請の多い資材について自らﾃﾞｰﾀ収集を行う。	海外機関に対して積極的に協議を呼びかけるとともに、海外の規格・認証制度についてﾃﾞｰﾀ収集を行った。	◎	

5. 建設関係

事項名(所管省庁)			番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考	
2	*(性能規定化)*	*(厚)建*	30501 41502	平成8年度中に建築規定を性能規定型に改正する。性能基準の認証については第三者認証制度を導入する。	平成9年3月、建築規定を性能規定型に改正した。	◎	
3	*(共通仕様書)*	*(厚)建*	30501	平成9年度初までに、住宅金融公庫の共通仕様書の構造基準が建築基準法の基準と同一である旨を周知・徹底する措置を実施する。また、平成9年版から仕様書も性能基準を示す形に改正する。	平成8年5月、平成8年版住宅金融公庫の共通仕様書において、左記措置を実施した。また、平成9年6月、枠組壁工法に係る告示の性能規定化を受けて仕様書の改訂を行った。	◎	
4	*(外壁・屋根材の不燃材料等)*	*(厚)建*	30501 85231	外壁・屋根材の不燃材料等の指定の円滑化のため、外国試験機関の指定を推進する。また、住宅金融公庫融資の際に屋根材を不燃材料とする要件を平成8年4月から廃止する。	平成8年10、11月、不燃材料等の指定について、「試験結果取扱要領」等を策定し、国内外の試験結果を受け入れ可能とし、同要領に基づきカナダ、韓国の試験結果を受け入れた。また、平成8年4月、住宅金融公庫住宅建設基準の改正により、屋根の建築材料に係る規定を廃止し、周知・徹底を図った。	◎	
(4)その他							
1	*(鉄骨生産工場認定制度)*	*建*	90393	平成3年5月、鉄骨建設業協会及び全国鉄構工業連合会が海外の工場に対する審査手続等を定めたので、平成3年度から外国企業の認定申請に際しても審査が可能となった。		◎	
2	*(ﾍﾞﾀｰﾘﾋﾞﾝｸﾞ認定制度の改善)*	*建*	21501	平成6年度に、認定機関たる(財)ﾍﾞﾀｰﾘﾋﾞﾝｸﾞにおいて、海外試験ﾃﾞｰﾀの受入れ等の措置を講じた。引き続き、ﾃﾞｰﾀを受け入れる試験機関の拡大の検討等を行う。	(財)ﾍﾞﾀｰﾘﾋﾞﾝｸﾞは、平成8年以降、海外の類似認証機関と相互承認実現に向けた協力協定を締結した。また、平成9年4月からは、認定手続・基準等の英訳をｲﾝﾀｰﾈｯﾄ上で公開している。	※	
3	*(合わせｶﾞﾗｽの強度基準)*	*建*	41502	破片による危害の防止のため、使用されている最も薄いｶﾞﾗｽの厚さにより基準を定めている。なお、風圧に対する安全性が告示の基準に適合すれば使用可能である。また、建築基準法で具体的規格を規定していないため、外国規格品との相互承認は考えられない。	※ 平成10年4月24日、合わせｶﾞﾗｽの強度基準の緩和につき個別苦情申立(OTO番号571)があり、現在、処理中。		*

5. 建設関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考	
2.建築物					
1 *(丸太積み構造住宅の建築許可手続の簡素化)* 建	85195 85222	丸太組構法のうち、すでに十分実績のある型式については、設計基準への適合を自己認証させる。また、設計基準に合致しないものについては、耐震性等のチェックが必要となるが、構造実検の省略化又は簡略化を行うことにより、認定事務の簡素化・迅速化を行う。	昭和61年6月、左記の措置を実施。	◎	
2 *(特殊二階建て建造物の認証)* 建	10403	問題提起のあった2階建て建築物は、在来の建築基準に適合しない特殊なものであり、その特性を適切に評価する構造計算方法により迅速に安全性を審査する。	所管省庁において、申請者との意見交換に基づき、本件の構造を適切に評価する構造計算方法の検討を進め、平成7年11月に建築基準法第38条に基づく建設大臣認定を行った。	◎	
3.用途地域規制					
1 *(自動車整備工場に関する用途地域規制)* 建	85191	商業地域等においては、作業場床面積につき特別の配慮をしており、さらなる緩和は困難である。	平成4年、都市計画法等を改正し、路線型に定める住居地域に関して、従来よりも作業場床面積の規制を緩和する準住居地域を新たに設けた。	※	
4.建築用具					
1 *(ｶﾞｽ内燃式自動釘打器)* 警	10203	現時点で銃刀法の規制対象から除外することは不適当だが、安全機能の開発を待って、適宜見直していく。	平成9年に、新たに安全機能が改善された製品について調査依頼がなされたことを受けて検討を行った結果、銃刀法上の「銃砲」に該当しないとの結論に達し、平成10年3月、都道府県警察本部あてにその旨通知した。今後とも個々の釘打機ごとに、その機能を総合的に勘案して判断する。	※	